

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和8年4月1日時点)

所管局：都市整備局

機関名称	東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第六工区市街地再開発審査会	
機関種別	附属機関	
設置根拠法令等	都市再開発法第57条	
設置年月日	1993-08-10	
機関の目的・所掌内容	市街地再開発事業における区域内権利者の権利・財産関係手続きが公正・適正であるか審査することを目的とする。	
委員数	0 名 (うち、女性委員数 0 名)	全委員未選任
会議公開	非公開	
会議非公開理由	個人のプライバシーの保護及び公正な行政執行の確保のため、非公開としている。	
議事録公開	非公開	
議事録非公開理由	個人のプライバシーの保護及び公正な行政執行の確保のため、非公開としている。	
備考	権利者等、事業関係者に限り、会議の傍聴、議事録の公開、事前周知の対象としている。	
HPのURL	https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/dainiseibi/tikubetu/kam_eido/shinsakai.html	
問い合わせ先	都市整備局 第二市街地整備事務所 管理課 電話番号：03-5389-5154	